

平成 30 年 8 月 31 日

「オーナー制度」と称する取引に関し、多額の支払遅延を発生させている株式会社ケフィア事業振興会に関する注意喚起

遅くとも平成 29 年 12 月以降、株式会社ケフィア事業振興会（以下「ケフィア」といいます。）が、「オーナー制度」と称する契約に基づく消費者への支払を遅延させているなどの相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、ケフィアと消費者との間の取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（債務の履行遅延）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要（注 1）

名 称	株式会社ケフィア事業振興会（法人番号 7010001127512）（注 2）
所在地	東京都千代田区神田須田町二丁目 25 番地 16
代表者	鍋木 秀彌

（注 1）商業登記されている内容です。

（注 2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

2. 事業者の事業内容

ケフィアの事業の中心となっているのは、「オーナー制度」と呼ばれる取引です。

「オーナー制度」とは、ケフィアが消費者と買戻特約付売買契約を締結し、形式上消費者が対象商品のオーナーとなり（契約上ケフィアが消費者から対象商品を買戻す日（以下「満期」といいます。）の前日までに消費者に所有権が移転）、満期が到来するとケフィアが買戻すことにより「買戻代金」が消費者に支払われるという取引です（注 3）。

オーナー制度の対象商品は、干し柿、メープルシロップ、各種ジュース、ぬかどこ、ヨーグルト等多岐にわたります。取引条件は個々の契約ごとに少々異なる点もありますが、通常、契約から半年程度で満期を迎え、契約時に支払った金額の 10%程度を加算した金額の買戻代金（以下、当該加算分の金額を「利子」といいます。）が設定されています。

（注 3） 契約書上、消費者は買戻代金の支払ではなく商品の現物を引き渡すコースを選択することもできますが、ケフィアから提出された資料によれば、平成 28 年 4 月以降に締結した契約においては、このような現物を引き渡すコースを選択した消費者は見当たりませんでした。

3. 具体的な事例の概要（注4）

(1) オーナー制度に申し込むきっかけ

消費者は、ケフィア又はその関係会社が運営する通信販売を利用して商品を購入した後、ケフィアから、オーナー制度に関するダイレクトメールを受け取りました。

短期間で高額の利子が付くことなどに魅力を感じた消費者は、半年後に満期を迎えるオーナー制度に申し込むとともに、申込口数に応じた金額をケフィアから指定された口座に振り込みました。

その後、ケフィアから消費者に対し、オーナー制度に関する契約書等が送付され、また、プレゼント用の商品も届きました。

プレゼント用の商品の品質に満足した消費者は、ケフィアに対する信用を高めました。

(2) オーナー制度に関する複数の契約の締結

その後、ケフィアから消費者に対し、月に数回、多いときには週に2回程度、様々な商品のオーナー制度に関するダイレクトメールが送付されました。

消費者は、送付されたダイレクトメールの中から、自分が関心のある商品等に関するオーナー制度に申し込み、ケフィアと契約を締結していきました。

(3) 元本の新契約への振替の提示

オーナー制度のうちいくつかの契約に関しては、契約から5か月程度経過した頃、ケフィアから消費者に対し、満期を迎えた時点で、次の6か月間の契約（以下「新契約」といいます。）に元本を振り替えることが可能である旨の案内が届きました。

消費者は、そのうちのいくつかの契約に関し、満期の時点で利子だけ受け取り、元本を新契約に振り替えました。

(4) ケフィアによる支払遅延の通知

ケフィアは、平成29年12月、買戻代金の確定作業を入念に行うに当たり、買戻代金振込日が平成29年12月28日となっているものに関して、平成30年1月15日に振り込む旨の文書を消費者に送付しました。

しかし、平成30年1月15日になっても振込は行われず、平成30年2月、ケフィアは、新システムへの移行を行うこと、支払遅延となっている買戻代金は平成30年5月中旬以降順次支払うことなどを記載した文書を消費者に送付しました。

ところが、平成30年5月中旬になっても買戻代金は支払われず、消費者がケフィアに問い合わせても、ケフィアから明確な回答はなく、平成30年8月22日現在、平成29年12月に満期を迎えたものも含め支払が行われていない状態にあります。

（注4）典型的な被害事例に関するものであり、全ての事例に当てはまるものではありません。

4. 消費者庁が確認した事実

- (1) ケフィアから提出された資料によれば、ケフィアの直近事業年度における売上高のうちのほとんどがオーナー制度に基づくものです。
- (2) ケフィアから提出された資料によれば、ケフィアによる支払遅延が発生し始めた平成 29 年 11 月から、平成 30 年 7 月 31 日までに満期を迎えたオーナー制度に基づく契約のうち、支払われていない買戻代金の金額は、少なくとも数百億円に達することが判明しました。
- (3) また、これらのケフィアの支払遅延の中には、満期から半年以上経過しているものも存在することが判明しました。
- (4) ケフィアのこのような支払遅延に関し、それを正当化する理由は見当たりませんでした。

5. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- ケフィアは買戻特約付売買契約等に基づき高い利子を付けて買戻代金を支払うなどとして、消費者にとって魅力的な取引を持ちかけますが、前記 4 のとおり消費者に対し少なくとも数百億円もの支払遅延が発生させていることを考慮して、そのリスクを慎重に検討してください。
- 高額な利子など、他の取引と比較して非常に有利な条件での取引は、消費者にとって相当程度のリスクがある場合があります。そのような取引を行う場合には、リスクも十分に検討するようにしてください。
- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等に相談しましょう。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや！）** ※局番なし

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
電話 03-3507-9187